

徳翁良高の嗣法について

——『西来和尚藏跡由来』を中心として——

志 部 憲 一

はじめに

徳翁良高和尚（二六四九～一七〇九、以下「徳翁」と略す）は江戸中期の曹洞禅者で、月舟宗胡（一六一八～一六九六）門下として卍山道白（二六三六～一七一五）と並び称された人である。また徳翁は復古論者であり、『年譜』には当時の依院易師の弊風を憂慮していたと記述される。宗統復古運動の成就（元禄一六年・一七〇三）は徳翁の念願でもあった。

しかしこの運動成就の前に徳翁自身の嗣法が問題とされ、月舟門下や卍山関係者から痛烈に批判された事はあまり知られていない。徳翁は元禄四年（一六九二）に加賀大乘寺へ晋山したが、在住五年にして突然退院している。その退院の背景に徳翁の嗣法問題があった。

従来徳翁の大乘寺退院理由を黄檗清規の実践とする見方（栗山泰音『嶽山史論』明治四四年刊、三三六頁）があった。それ

は徳翁が参学時代黄檗宗の人々と交流を深め、特に潮音道海（二六二八～一六九五）に長年師事した事等に基づく推測であった。

しかしその後の資料発掘により『良高尚退院実録』（駒大図書館一四・四一W一五三、以下『退院実録』と略す）の存在が指摘された。この資料は「曹洞宗全書刊行会」が岸沢文庫・大乘寺等より蒐集したもので、徳翁の大乘寺退院理由を詳述している。最近の『永平寺史』（昭和五七年刊、下巻、七五七頁）もこの資料により徳翁の大乘寺退院理由を「この退院は徳翁の嗣法観に重大な過失があったことに起因する」と指摘している。

ところで徳翁の大乘寺退院の消息を伝える資料としてこの『退院実録』以外に『西来和尚藏跡由来』が存在する。

この徳翁の大乘寺退院の消息を伝える『退院実録』と『西来和尚藏跡由来』の二書の内容を検討してみると、まず『退

院実録』は月舟門下か卍山関係者により撰述されたもので、徳翁の大乗寺における嗣法の過失が批判的に縷々述べられている。また後半部分に徳翁の卍山宛書簡(詫び状)等が付属される。

一方『西来和尚藏跡由来』は徳翁の大乗寺退院以後の消息が主に語られているが、所藏寺院の関係や記録内容からして徳翁関係者による撰述と推測される。

既に『退院実録』に関しては紙幅の関係で、「徳翁の大乗寺退院の背景」―『良高和尚退院実録』の翻刻―(『曹洞宗宗学研究所紀要』第七号、平成五年刊)に発表した。今回は『西来和尚藏跡由来』を中心に徳翁の嗣法問題について検討してみよう。

一 『西来和尚藏跡由来』について

現在駒大図書館に複写本が二本存在する。一本は兵庫県三田市永沢寺所蔵本(駒大図書館一四・四一W一五〇)、もう一本は岡山県新見市西来寺所蔵本(駒大図書館一一五一P一九四)である。

上記の永沢寺所蔵本は曹洞宗全書刊行会が複写蒐集したものの。また西来寺所蔵本は昭和三八年に有木還山氏が西来寺蔵本を筆写したもの。ただ本文は一頁約八行、一行一七〇八字詰で九頁の短編である。

この『西来和尚藏跡由来』の撰者は誰であろうか。本文中に「昔日、予徳寿開山の嫡子林英和尚に依随して、再三委く聞く。之を記して後來に付す」(原漢文、以下同)とある。徳寿開山は月舟の法嗣であった木橋澄円(？一七三二)である。また林英和尚は木橋の法嗣とされるが『曹洞宗全書』大系譜等には見当たらない。

また撰者の「予」とは誰であろう。上記のうち西来寺蔵本を筆写した有木氏は原本の形態や筆録者等について凡例風に解説しているが、「右下角に大年調置と記す 西来十一世大年素有の筆跡ならん」とし、筆録者を西来寺十一世大年素有(生没年不詳)と推測している。この大年は徳翁良高―黙子素淵―大年素有と続く法系上に属し、徳翁の孫弟子である。

しかし有木氏は西来寺蔵本について「送りかな返り点、脱字挿入等の状態を考えて、これは原本に非ず、原本より写したるものかと思われる」と述べ、原本ではないと推測している。つまり有木氏の推測に従えば、撰者の「予」は筆録者としての大年と別人となろう。

内容的には卍山関係者の撰述した『退院実録』が一貫して痛烈な徳翁批判をなしているのに対して、この『西来和尚藏跡由来』に徳翁批判はなく、逆に本文中に「鷹峰(卍山)西来(徳翁)両師の間、同身同命、水乳よりも親しく、其の両派に聯る遠孫、之を知らずんばある可からず」(尚)内は

筆者注)として卍山・徳翁両派の一致を念願している点に特色がある。

未だ『西来和尚藏跡由来』の撰者は特定できないが、筆写系統や内容から徳翁関係者又は月舟門下の中間的立場の人が撰述したと推測される。

二 『退院実録』の大乗寺退院理由

『西来和尚藏跡由来』には主に徳翁の大乗寺退院以後の消息が記される。ただ不明確ながら大乗寺退院理由も暗示されている。この『西来和尚藏跡由来』を検討する前に、簡単に『退院実録』の主張を窺ってみよう。

『退院実録』では徳翁の嗣法について、①江戸吉祥寺第一三世離北良重(？〜一六八三)の法、②下総正泉寺(現千葉県我孫子市湖北台)の法、③京都禅定寺月舟の法、④備中定林寺(現岡山県高梁市松山)の法、⑤加賀大乗寺卍山の法の計五つの法脈を挙げている。尚②④⑤は晋住寺院である。ただし②④は無住寺院であった為に本寺へ赴き取次ぎ嗣法したと述べる。

徳翁が嗣法した時期は元禄一六年(一七〇三)の宗統復古運動成就以前であり、当時の嗣法に関する「法度」(貞享三年・一六八六)は伽藍法中心であった。たとえば或る寺院に住職する場合、其の寺院に相承される開山法を嗣ぎ、他の寺院へ

移転する場合は、元の寺院へ法脈を置いて移転するというものであった。

ところが『退院実録』では、徳翁が当時の伽藍法の慣習や「法度」を無視して最後まで五人の法脈を所持し、自分の弟子の親疎によって別々の法脈を授与したり、更に当時の住職地であった加賀大乗寺の境内地移転(元禄八年・一六九五)を契機として高慢となり、大乗寺の法系を了菴派に変更しようとした事等が痛烈に批判されている。そしてこれらの事柄が表面化して大乗寺退院につながったと記録するのである。

しかしこれらは徳翁批判者側の主張である。果たして後世復古者と位置づけられた徳翁に恣意的な嗣法変更や寺院の開山法変更の意思があったであろうか。『退院実録』には徳翁一派排斥が明記され、権力闘争の一面もある。今後もう少し批判的に検討する必要がある。

別な資料を検討するに大乗寺退院を徳翁のみの過失ではなく、「僉王」「小人」「随徒」等の企てとする記録もある。いくつか例を挙げてみよう。

①「一時、僉王の為に欺かれ、殆ど井に陥んとす」(『西来徳翁高禪師塔銘并序』)

②「二月朔、事に因て「時弊院に随て嗣を易ふ。師之に恠ひ肯ぜず。而して小人の為に謀られて、殆ど將に奸竽に陥んとす」『西来徳翁高和尚年譜』

③「〔大乘寺易地許可の件〕高和尚礼謝ニ登城アリ、時ニ高和尚ノ随徒、直ニ太守公ヨリ高和尚へ御寄附ト相ヒ心差ヒ、存外ノ企テヲナシ、山主へ勸発セシニヨリ、ツヒニ惜イ哉退院ニ及ベルコト」『大乘寺護法明鑑』

上記の①②は徳翁門下の記録であり、退院は徳翁の責任ではなく「僉壬」「小人」等の企てと明言している。また「随徒の企て」を主張する②の『大乘寺護法明鑑』は、明和三年(一七六六)に逆水洞流(一六八四—一七六六)が益堂雲甫(?—一七一五)の大乘寺旧記に関する談話を記録したもの。益堂は卍山の法嗣で大乘寺第三十一世。また逆水洞流も卍山の孫弟子であり、卍山系統の人々が徳翁の大乘寺退院理由を「随徒の企て」に起因するとしている点は注目される。

三 『西来和尚藏跡由来』の大乘寺退院理由

この『西来和尚藏跡由来』の前半部分に徳翁の大乘寺退院理由が示唆されている。それは「師、大乘に進山、未だ一師印証を改めざる已前なり。曾て槩山に在りて、院に依て師を更え、一師印証の旨を失う洞下の弊を誘ぜられ。固より焉を愁て深く慙愧を懐く。因て香を月舟和尚に告ぐものは、実に自分に於て一師印証の心底なり」と記述される。

この記述を窺うに、まず徳翁が大乘寺に晋山した時点は未だ宗統復古運動成就(一七〇三)以前であり、伽藍法が慣習

化、法制化(一六八六)されていた時代であったとする。

さらに徳翁が参学時代に黄檗宗の人々から洞門の依院易師(伽藍法)の弊風を非難され、深くこれを恥じていた事が記される。そして徳翁は一師印証の気持ちで嗣承香を月舟に焚いたと理解出来る。以上が前半部分の要点である。

徳翁は卍山の後席を継いで、大乘寺に晋山した訳であり、当時の伽藍法から言えば当然卍山に嗣法するはずである。しかし徳翁は卍山ではなく月舟の嗣法を望んだと思われる。しかしこれは当時の「法度」に背いた事になるのである。

上記の記述の少し後に「時の弊に順て院に依て、師を更えざるときは王法に背くなり。是非豈に鋒の如くに起こらざらんや」と記述されるのは「法度」に背いた結果起こった徳翁批判であろう。以上『西来和尚藏跡由来』では徳翁の大乘寺退院を卍山に嗣ぐべきを月舟に嗣法し、当時の伽藍法を無視した事に起因するとしている。

ところが、『退院実録』の方では「大乘へ到着、入室嗣法了テ乍住開堂シ、嗣香卍和尚ノ為ニスル事、合山新旧ノ大衆ハ勿論随喜ノ諸師見聞分明、亦法語諸方へ伝へ、禅徒知識明白ニテ、古今トモニ一回開堂嗣香某和尚ノ法乳ニ酬ト云ヒ、後亦改ル人ハ唐日本開堂嗣香始テヨリ以来一人モナシ」とあり、徳翁は大乘寺晋山において、一度は卍山に嗣承香を焚いたとされる。その後嗣法変更をしたと非難されているのである。

『西来和尚藏跡由来』と『退院実録』共に徳翁が卍山よりの嗣法を拒否した点では一致している。ただ『退院実録』では卍山から月舟への嗣法変更ではなく、了庵派の源嶺法（前述の備中定林寺の法系）への変更を表明し、さらに大乘寺の境内地移転を契機として、大乘寺を了庵派源嶺法の寺院に変えようとしたと徹底的に非難されている。

結局『西来和尚藏跡由来』では卍山↓月舟、一方の『退院実録』では卍山↓源嶺への嗣法変更を徳翁が念願したと理解できる。ただ両者の資料では徳翁の変更しようとした師が異なり、大乘寺退院理由も矛盾したままになってしまふ。

おわりに

そこで最後に徳翁の嗣法師変更の意図を推測してみよう。既に紹介したように『退院実録』の後半部分に徳翁より卍山宛書簡が存在する。この書簡は徳翁が元禄九年（一六九六）二月一日の大乘寺退院の朝書いたもので、大乘寺住職中に起きた嗣法混乱についての謝罪文といえる。

その中で徳翁は「拙僧最初之存寄ハ何とぞ宗門法系之儀、古人之作法之こ登ク、無理成にも成候様ニと存候一念ヨリを古り候……（中略）……乍去最初之一念ハ千仏万祖之冥符をかへ尊前を欺き申に而ハ無之候へ共、拙僧不覚故最初ヨリ之心底不残尊前へ不申上、自ら法を軽し師を欺ク大罪人と罷成候

徳翁良高の嗣法について（志部）

事千錯万錯」と述べている。

ここで「宗門法系之儀、古人之作法之こ登ク、無理成にも成候様ニと存候一念ヨリを古り候」の文に注目すれば、徳翁は当時の伽藍法ではなく、道元禪師の主張されるような師資面授・一師印証を願ったと想像されるのである。それは大乘寺晋山以前に既に嗣法していた月舟を指していると想像される。

しかし徳翁のこの主張は伽藍法を明確に定めた貞享三年の「法度」等の為許容されず、既に触れた「僉王」「小人」「随徒」等と記録される介在者により「了庵派の源嶺和尚」への嗣法といった方向に話が展開されてしまったと推測できる。

「源嶺和尚」は徳翁が前住地で取次ぎ嗣法した人で、徳翁の三〇年程前に示寂したとされる。勿論、師資面授・一師印証を願った徳翁の嗣法観に反しているのである。この点やはり徳翁の最初の願いは月舟を嗣法師とすることであったと想像される。

結局、復古主義者徳翁の師資面授・一師印証の願いは当時の制度上でも、また心情的にも許容されず、名刹大乘寺を取り巻く人々の思惑に翻弄されて、大乘寺退院を余儀無くされたものであろう。

（キード） 江戸期、徳翁、嗣法

（曹洞宗宗学研究所幹事）